

保護者各位

狛江市教育委員会

学校でのアレルギー疾患対応について

狛江市立小・中学校では、学校生活において特に配慮や管理が必要なアレルギー疾患のあるお子さんで、学校での特別な取組みを希望される方に対して、医師の指示に基づいて「**学校生活管理指導表**」を作成し、個別のアレルギー疾患対応に取り組んでいます。

以下の内容をよくお読みいただき、学校での特別な取組みを希望される方のみ、別紙「アレルギー疾患対応調査票」に必要事項をご記入の上、就学予定校へ提出してください。

※エピペン®を処方されている方は、必ずご提出ください。

【アレルギー疾患対応の対象について】

アレルギー疾患対応を行うには、以下の基準等を満たす必要があります。

● 対象となるアレルギー疾患の種類は5つあります。

- ① 食物アレルギー（アナフィラキシー）
 - ② アレルギー性鼻炎
 - ③ 気管支ぜん息
 - ④ アトピー性皮膚炎
 - ⑤ アレルギー性結膜炎
- ※ その他①～⑤以外のものがあれば応相談

● 医師の判断による医学的根拠が必要となります。

医師により、学校生活において配慮や管理が必要と判断された方が対象となります。
医師の診断に基づいた「学校生活管理指導表」が必要です。

● 文書料が発生します。

学校生活管理指導表の作成には、医師の診断が必要となるため、文書料が発生します。

- ① 費用負担については、保護者負担となります。
- ② 文書料の代金については、原則として医療機関対応となります。
- ③ 原則として毎年更新が必要なため、その都度費用が発生します。

以上を満し、アレルギー疾患対応の取組みを希望される方は、
「アレルギー疾患対応調査票」へお進みください。

提出先： 狛江市内の**就学予定校**

提出期限： 年 月 日()まで

学校給食での食物アレルギー疾患の取組について（お知らせ）

1. 基本的な対応

① 除去食の提供

調理の過程で、除去が可能な場合は、アレルギーの原因となる食材を除いて調理して提供します。
（例：卵アレルギーの場合、かきたま汁の卵抜きを提供）除去食の対応内容については、学校での対応が可能である場合に限りです。コンタミネーション（調理の際、材料として使用していないにもかかわらず、アレルギー物質微量混入してしまうこと）の対応はできません。

② 代替弁当（代替品）持参

アレルギーの原因食品（アレルゲン）が多種類にわたる場合や症状が重い場合、また、「①除去食の提供」ができない場合について、家庭から給食の代替品としてお弁当を全部または一部持参していただきます。

※給食で提供しない食材（「そば」「ピーナッツ」「一部の種実類（アーモンド、カシューナッツ、くるみ、けし、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ、まつ）」）は、給食の対応は不要とされる場合があります。

2. 判断基準

医師から食物アレルギー疾患及びそのアレルゲンが診断されており、学校生活管理指導表が医師により記載されている。また、家庭でも食事療法を行っている。

※エピペン® を処方されている方は、必ずご提出ください。

3. 除去食提供の流れ

- ① 栄養職員は、次月の学校給食食物アレルギー対応一覧表及び、詳細な献立表（食材名とグラム数が記載されているもの）を保護者に渡します。
- ② 保護者の方には、①の内容を確認していただき、学校給食食物アレルギー対応一覧表を提出して頂きます。
- ③ 除去食は、必ずラップなどのふたをして、児童・生徒名及び学年・学級、除去したアレルギー食物を明記した名札を付け、提供します。
- ④ 代替弁当（代替品）の持参もしくは除去食の提供のある日は、ピンク色のトレーを使用します。
（食物アレルギー対応のない日は通常のグリーン色のトレーを使用します。）
- ⑤ 誤食を防ぐため、代替弁当（代替品）の持参もしくは除去食の提供のある日は、全ての給食のおかわりは禁止とします。

4. 特記事項

- ① 食物アレルギー疾患の取組について、全教職員に情報共有を行います。
- ② 緊急時の対応については、面談時に保護者に確認させていただきます。
- ③ 提出いただいた食物アレルギーに関する書類等については、プライバシーの保護に十分留意し、緊急時に、いつでも職員が確認し、対応できるように保管します。